令和５年度　まちづくり出前トーク　講座メニュー

「まちづくり出前トーク」は、市民の皆さんが下記の「講座メニュー」の中から知りたいテーマを選択し、皆さんのところに市の職員が出向き、市の取組や市政の課題などをお話しするものです。

市の政策や事業などについて、皆さんと意見交換を行いながら、市民と行政との協働によるまちづくりの推進を目指します。

- **対象**　市内に在住、在勤、在学している人で、おおむね 15 人以上の団体やグループ
- **開催時間**　平日 / 10 時～ 21 時（１時間 30 分程度）
  土・日曜日・祝日（年末年始は除く）/ 10 時～ 17 時（※担当課と要調整）
- **場所**　市内の公共施設など（会場の借上料の負担、会場の手配、参加者などへの周知・募集は申込団体で実施していただきます。）
- **費用**　無料（材料費などがかかる場合は負担をお願いする場合があります。）
- **申込方法**　申込書に下表の希望テーマなどの必要事項を記入し、開催希望日の２週間前までに自治連携課へ、FAX または郵送でお申し込みください。
  ※申込書は自治連携課へお問い合わせください。
  ※申込後、担当課と日程調整をしていただきます。
- **申込・問合先**　〒８７４－８５１１　別府市上野口町１番 15 号
  別府市役所自治連携課　☎２１－１１２５　FAX ２１－６３９９

市ホームページから申込みできます▶

©Team Beppyon

※苦情、要望、陳情をお伺いする場ではありませんので趣旨をご理解のうえ、お申し込みください。
政治、宗教、営利を目的とする場合はお申し込みいただけません。

番号	テーマ	担当課
1－1	情報公開制度、個人情報保護制度について	総務課
1－2	市税の概要について	市民税課 資産税課
1－3	別府市の財政について	財政課
1－4	まち・ひと・しごと創生について	政策企画課
1－5	選挙のお話	行政委員会 総合事務局
2－1	協働のまちづくりについて	自治連携課
3－1	別府市の主要観光事業について	観光課
4－1	国民健康保険について	保険年金課
4－2	国民年金について	
4－3	後期高齢者医療について	
4－4	今こそ知ろう！わたしたちのまち（医療費・保険料(税)）	
4－5	市民サービスの向上（マイナンバーカード、登録型本人通知制度など）	市民課 情報政策課
4－6	障がいに対する理解の促進	障害福祉課
4－7	子育て支援の紹介①（手当制度など）	子育て支援課
4－8	子育て支援の紹介②（子育て支援施設）	
4－9	子育て支援の紹介③（別府市ファミリー・サポート・センター事業）	
4－10	高齢者福祉施策について	高齢者福祉課
4－11	介護保険制度について	介護保険課
4－12	成年後見制度について	
4－13	「別府市これからノート～自分らしく生きる～」について	
4－14	健康づくり施策について	健康推進課
4－15	生活習慣病対策～年に１度は健康診査～	
4－16	健康寿命延伸のために今できること	

番号	テーマ	担当課
5－1	別府の温泉について	温泉課
5－2	ごみの分け方、出し方について	生活環境課
5－3	リサイクルについて	
5－4	市道の維持管理について	都市整備課
5－5	別府の水ができるまで	上下水道局総務課
5－6	別府水道 100 年の歴史	
5－7	水道料金について	上下水道局営業課
5－8	給水装置工事について	
5－9	水道施設の紹介	上下水道局工務課
5－10	公共下水道について	上下水道局下水道課
6－1	別府市の都市計画について	都市計画課
6－2	景観計画について	
6－3	市道の改良と長寿命化について	都市整備課
7－1	別府市内の文化活動・国際交流活動について	文化国際課
8－1	男女共同参画について	共生社会実現・部落差別解消推進課
8－2	「部落差別解消推進法」について	
8－3	人権教育について	
8－4	学校教育の課題解決に向けた取組について	学校教育課
8－5	地域学校協働活動について	社会教育課
8－6	「別府学」別府の歴史について	
8－7	ハイパフォーマンスジム別府の利用について	スポーツ推進課
9－1	わが家の防災対策	防災危機管理課
9－2	火災予防について	消防本部 予防課
9－3	住宅用火災警報器の設置と維持管理について	

市民税・県民税（住民税）

令和5年度の納税通知書を6月9日㈮に発送します

徴収方法や納税額、納期などのご確認を

　所得税の確定申告書の提出時期や調査状況によっては税額の算定が間に合わず、申告内容が納税通知書に反映されていない場合があります。内容が確認でき次第、更正を行い通知します。

【市民税・県民税の納期】

①普通徴収	1期 6/30(金)	2期 8/31(木)	3期 10/31(火)	4期 令和6年 1/31(水)
②年金からの特別徴収	令和5年4月・6月・8月・10月・12月 令和6年2月(計6回)			
③給与からの特別徴収	令和5年6月〜令和6年5月の毎月 (計12回)			

■市民税・県民税の徴収方法

①普通徴収
（銀行などで納付または口座振替）

②公的年金からの特別徴収
（年金からの引き落とし）

③給与からの特別徴収
（毎月の給与から天引き）

の3種類の方法があります。

　6月9日㈮に納税通知書をお送りするのは①②の人です。③の人は、5月10日㈬に各事業所宛てにお送りしています。

■市民税・県民税の納付方法

①普通徴収対象の人

　指定金融機関や九州内のゆうちょ銀行・郵便局（沖縄県除く）、市役所債権管理課35番窓口、各出張所、コンビニエンスストア、スマートフォン収納（LINE Pay、PayPay、PayB）で納付できます。詳しくは、納付済通知書の裏面をご確認ください。

　納付済通知書は折り曲げたり、汚したりしないようにご注意ください。全期前納は各期納付済通知書をまとめてご利用ください。

②公的年金からの特別徴収対象の人

　公的年金に係る税額のみ公的年金からの特別徴収となります。公的年金以外に所得がある人は、納付済通知書または口座振替、給与からの特別徴収により納付していただきます。

問 市民税課普通徴収係 ☎(21)1111 内線（7713〜7716）

市税に関する証明請求の手続

　所得・税額証明、納税証明、評価証明などの市税・資産税に関する証明は、個人情報にあたるため、本人の承諾がなければ発行できません。本人または住民票上同一世帯の親族以外の人が請求する場合は、本人の承諾内容を示す**委任状の提出または本人確認書類（原本）の提示**が必要です。

（世帯分離をしている場合は同一世帯の親族になりません）

※請求書・委任状の様式は、市ホームページ→「申請書ダウンロード」→「生活」→「税の証明や届出」からダウンロードできます。

請求場所　市民税課（グランドフロア市税証明窓口31番）、各出張所

▼証明請求に必要なもの

証明	請求者（窓口に来る人）	必要なもの
個人	本人（住民票上同一世帯の親族）	・本人確認書類（住民票上同一世帯の親族の本人確認書類）
	代理人（本人以外の人）	・代理人の本人確認書類 ・本人の委任状（本人の印を押したもの）または本人確認書類（原本）の提示
法人	代表者	・代表者個人の本人確認書類 ・法人印（代表者印または社印）
	代理人（代表者以外の人）	・代理人の本人確認書類 ・法人印（代表者印または社印）または法人印（代表者印または社印）を押した委任状

※本人確認書類＝マイナンバーカード・免許証・健康保険証など
※窓口に来る人は、必ず本人確認書類をお持ちください。
※所得・税額証明（本人分のみ）は、利用者証明用電子証明書が登載されたマイナンバーカードの利用により、コンビニで取得できます。詳細は、市ホームページをご覧ください。

問 市民税課税制係 ☎21－1111 内線（7711・7712）

▼一般委任状の書き方の例

委　任　状
令和○○年○○月○○日
別府市長　あて
代理人　住所
氏名

私は、上記の者を代理人と定め○○証明の交付請求及び受領に関する権限を委任します。

・必要年度　　年度（　　通）

委任者
住所
氏名　㊞
生年月日

※便せんなどの用紙に記入してください。

掲載している講習会などは、特に記載の無い限り無料・予約不要です。

介護保険料のお知らせ

令和5年度介護保険料の納入通知書を6月9日㈮に発送します

所得段階	年間保険料額	所得段階の説明	
第１段階（基準額× 0.3）	21,400 円	世帯全員が市民税非課税	・生活保護受給者、老齢福祉年金受給者 ・課税年金収入額（注１）とその他の合計所得金額（注２）が 80 万円以下の人
第２段階（基準額× 0.5）	35,700 円		課税年金収入額（注１）とその他の合計所得金額（注２）が 80 万円超 120 万円以下の人
第３段階（基準額× 0.7）	49,900 円		課税年金収入額（注１）とその他の合計所得金額（注２）が 120 万円超の人
第４段階（基準額× 0.9）	64,200 円	世帯の誰かが市民税課税で、本人が市民税非課税	課税年金収入額（注１）とその他の合計所得金額（注２）が 80 万円以下の人
第５段階（基準額）	71,300 円		課税年金収入額（注１）とその他の合計所得金額（注２）が 80 万円超の人
第６段階（基準額× 1.2）	85,600 円	本人が市民税課税	合計所得金額（注３）が 120 万円未満の人
第７段階（基準額× 1.3）	92,700 円		合計所得金額（注３）が 120 万円以上 210 万円未満の人
第８段階（基準額× 1.5）	107,000 円		合計所得金額（注３）が 210 万円以上 320 万円未満の人
第９段階（基準額× 1.7）	121,300 円		合計所得金額（注３）が 320 万円以上の人

（注１）「課税年金収入額」とは、老齢（退職）年金など、市民税の課税対象となる年金の金額（障害・遺族・老齢福祉年金などの非課税年金の金額は含みません）

（注２）「その他の合計所得金額」とは、地方税法上の合計所得金額から、公的年金等にかかる雑所得及び長期・短期譲渡所得にかかる特別控除額を控除した後の金額。さらに、合計所得金額に給与所得と年金所得の双方を有する場合は、給与所得から最大 10 万円を控除した額を用います。

（注３）「合計所得金額」とは、地方税法上の合計所得金額から、長期・短期譲渡所得にかかる特別控除額を控除した後の金額。さらに、給与所得または公的年金等にかかる雑所得が含まれている場合は、給与所得及び公的年金等にかかる雑所得の合計額から最大 10 万円を控除した額を用います。

普通徴収の人には、介護保険料納入通知書を、特別徴収の人には、介護保険料特別徴収開始通知書を発送します。

普通徴収の人は、金融機関や郵便局をはじめ、コンビニエンスストアやスマホアプリでも納付できます。利用可能な店舗や条件については納付書裏面をご確認ください。

保険料の軽減

65歳以上の被保険者のうち、保険料の所得段階が第1段階（生活保護受給者を除く）から第3段階の人で、次の要件に該当する人については、申請により保険料の一部を軽減します。

※申請は毎年必要です。

※申請日以降の納期にかかる保険料が対象です。昨年度は、新型コロナウイルス感染症を考慮し、特例として11月末までの申請につき、6月に申請があったものとして取り扱っていましたが、今年度から申請日以降の納期にかかる保険料が対象となりますので、ご注意ください。

軽減の要件（全てを満たすこと）

①世帯全員の収入額が生活保護基準の1.2倍以下（左表参照）

②市町村民税課税者に扶養されていないこと

③資産等を活用してもなお生活が困窮すると思われる状態にあること

④同一生計世帯員の現金及び預貯金の合計額が350万円を超えないこと

年間合計収入額の基準

区分	持家の場合	借家の場合
１人世帯	1,025,220 円	1,355,220 円
２人世帯	1,530,240 円	1,860,240 円
３人世帯	2,042,112 円	2,372,112 円

※提出書類など詳しくはお問い合わせください。

申問 介護保険課 ☎(21)1463

介護保険ホームページ

べっぷアリーナ改修工事に伴う休館

別府市総合体育館（べっぷアリーナ）は次のとおり改修工事を行います。期間中は体育館（メインアリーナ・サブアリーナ）の利用ができません。ご理解ご協力をお願いします。

工事期間 8月1日㈫～令和7年3月31日㈪

※日程は前後する場合があります。

※トレーニング室、公園テニスコートは利用できます。

問 別府市総合体育館（べっぷアリーナ）☎(21)2323

身体のゆがみ測定会

日時 6月23日㈮10時～19時

料金 千500円 **定員** 先着23人

内容 身体を4方向から撮影し、体のズレや筋肉の緊張・弛緩などを細かくチェックします。

注意事項 事前予約が必要ですので窓口または電話でお申込みください。スカートなど膨らみのある服装は測定できません。

場所・申問 別府市総合体育館（べっぷアリーナ）水曜日休館 ☎(21)2323

国民健康保険（国保）税

令和5年度の納税通知書を6月12日(月)に発送します

保険税は皆さんの医療費に充てられる国保の大切な財源です。必ず納期内に納めましょう。市内金融機関や郵便局をはじめ、コンビニエンスストアやスマホアプリでも納付できます。納付書に利用可能な店舗や条件を記載していますのでご確認ください。

※6月は市役所から各種納付書の発送が重なるため、納付書の到着日が前後することがあります。

■国保税の更正

次のような被保険者が世帯にいる場合は、他市町村に前年の所得を照会中のため、所得0として算定しています。照会結果により第2期以降に国保税額を更正する場合があります。

①令和5年1月2日以降別府市に転入などにより加入された人

②住民税が他市町村で課税される人

■加入手続は14日以内に

離職などにより社会保険などほかの健康保険の資格がなくなった人は、国民健康保険に加入しなければなりません。

加入手続が遅れると、加入しなければならなかった日までさかのぼって保険税を納めなければならず、いざ病院にかかるときに医療費を全額負担しなければならない場合もあり、大きな負担となる可能性があります。現在無保険の人は、今すぐ加入手続をしてください。

■国保加入者で次の異動があった人は必ず届出を

①社会保険などほかの健康保険に加入したとき

②住所や世帯主が変わったとき

※届出に必要なものはお問い合わせください。

問 保険年金課 ☎(21)1148

令和5年度国民健康保険税の改定

令和5年度国民健康保険税を次のとおり改定します。

①医療分の所得割率が0.5%下がります。

②医療分の均等割額が2千円下がります。

③後期高齢者支援金分の賦課限度額を2万円引き上げ、国の基準に合わせます。

④世帯の軽減判定所得基準額が見直されます。

※詳細はホームページをご覧ください。

医療分

被保険者の医療給付費（窓口負担分を除いた医療費）の支払いに充てる分

後期高齢者支援金分

75歳以上の後期高齢者の医療費を支援するため現役世代が負担する分

介護分

40歳から64歳（介護2号被保険者）を対象とした介護保険料相当分（加入する医療保険で負担）

問 保険年金課 ☎(21)1148

国民健康保険の税率等

	医療分（0歳～74歳）		後期高齢者支援金分（0歳～74歳）		介護分（40歳～64歳）	
	旧	新	旧	新	旧	新
所得割率（1人ずつ計算）	9.80%	**9.30%**	2.40%	**2.40%**	2.72%	**2.72%**
均等割額（1人につき計算）	27,200円	**25,200円**	7,000円	**7,000円**	9,800円	**9,800円**
平等割額（世帯につき計算）	20,000円	**20,000円**	4,600円	**4,600円**	7,000円	**7,000円**
限度額	65万円	**65万円**	20万円	**22万円**	17万円	**17万円**

国民健康保険税の改定に伴う影響額

計算の例	所得0円		所得200万円		所得840万円	
	改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後
医療分	34,500円	**32,400円**	246,000円	**232,500円**	650,000円	**650,000円**
後期高齢者支援金分	8,700円	**8,700円**	60,900円	**60,900円**	200,000円	**220,000円**
介護分	7,900円	**7,900円**	63,900円	**63,900円**	170,000円	**170,000円**
合計	51,100円	**49,000円**	370,800円	**357,300円**	1,020,000円	**1,040,000円**
差額	-2,100円		-13,500円		+20,000円	

※40歳の夫婦2人と子ども2人（うち未就学児1人）で加入の場合（所得は1人分として計算）

ホームページ

国民健康保険・後期高齢者医療制度の夜間窓口

「日中、仕事で納付に行けない」などでお困りの人のために夜間窓口を開設します。保険税・保険料の納付や納付相談、加入や脱退の手続にご利用ください。電話での納付相談なども受け付けます。

日時　6月22日(木)　17時30分～20時

問　保険年金課　☎(21)1148

令和5年度後期高齢者医療保険料

■令和5年度の保険料率

後期高齢者医療の保険料率は左記のとおりです。

均等割額	5万3600円
所得割率	10.32％
賦課限度額	66万円

■保険料の計算方法

被保険者である高齢者一人一人が後期高齢者医療保険料を負担します。

保険料額は被保険者全員が等しく負担する均等割額と、前年所得に応じて負担する所得割額を合計して個人単位で計算されます。

■保険料軽減措置

世帯の状況に応じて左記のとおり均等割額が軽減されます。

軽減割合	令和５年度
７割	「基礎控除額（43万円）」＋10万円×（年金・給与所得者数－１）を超えない世帯
５割	「基礎控除額（43万円）」＋29万円×世帯の被保険者数＋10万円×（年金・給与所得者数－１）を超えない世帯
２割	「基礎控除額（43万円）」＋53.5万円×世帯の被保険者数＋10万円×（年金・給与所得者数－１）を超えない世帯

※令和5年度保険料額決定通知書は、7月中旬に送付します。

問　保険年金課　☎(21)1148
大分県後期高齢者医療広域連合　☎097(534)1771

金婚式を迎えるご夫婦をお祝いします

対象　令和5年4月1日～令和6年3月31日の間に、結婚50周年を迎えるご夫婦（昭和48年4月1日～昭和49年3月31日の間に婚姻届を出されたご夫婦）

お祝品　お祝状、記念品

申請方法　高齢者福祉課または各出張所にある申請書に必要事項を記入し、戸籍謄本を添付して申請してください。

※戸籍謄本の請求には、顔写真付き身分証明書などと手数料450円が必要です。

申請期限　6月30日(金)

申請・問　高齢者福祉課　☎(21)1442

小・中学校用教科書展示会開催

市民の皆さんを対象にした小・中学校用教科書展示会を毎年開催しています。

期間　6月14日(水)～27日(火)

時間　9時～17時

※土・日曜日も閲覧できます。

展示物

①令和5年度に別府市立小中学校が使用している教科書

②令和6年度使用の小学校用教科書（この中から市教育委員会が採択します。）

会場　別府市教育相談センター（野口ふれあい交流センター南館3階）

問　学校教育課　☎(21)1574

テレドームサービス番号変更のお知らせ

テレドームサービスは、市内で発生している災害情報を自動音声で聞くことができるサービス(有料)です。

現在利用しているサービスが、全国的に6月30日で終了することから、消防本部では6月1日から左記の新番号でサービスを継続します。利用する際には、番号の掛け間違いにご注意ください。

◎新番号（6月1日から）
☎0977(76)5999
※有料

◎旧番号（5月31日まで）
☎0180(999)200
※有料

問　消防署指令室　☎(25)1122

普通救命講習

日時　6月11日(日)　9時～12時

場所　消防本部4階　第1会議室

※エレベーターはありません。

内容　心肺蘇生法、AED取扱い要領、止血法など

定員　30人（先着順）

※電話で左記へ申込み

※市民及び市内に通勤・通学の人を対象とします。

※受講の際は、感染症対策にご協力ください。

申問　消防本部警防課　☎(25)1124

土砂災害への警戒を

これから台風や大雨の多い時期となり、がけ崩れや土石流などの土砂災害が発生しやすくなります。斜面から石が落ちてくる、濁った水が出てくるなどの普段と違う現象を発見した場合は、土砂災害の前兆現象のおそれがあります。

まずは安全な場所に避難し、市役所または別府土木事務所に連絡をお願いします。また、県では土砂災害のおそれがある区域をホームページで公開していますので、参考にしてください。

土砂災害警戒区域等の情報サイト▶

問　都市整備課　☎(21)1465
防災危機管理課　☎(21)2255
別府土木事務所河港砂防課　☎(67)0215

子育て世帯生活支援特別給付金

食費などの物価高騰に直面し影響を特に受ける、次の子育て世帯に対し、特別給付金を支給します。

支給対象者（※）は要申請

■ひとり親世帯分

①令和5年3月分児童扶養手当の支給を受けている

②公的年金給付などを受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない人で、令和3年中の収入が児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る（※）

③食費などの物価高騰の影響を受けて家計が急変するなど、直近で収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった（※）

■ひとり親以外世帯分

①令和4年度別府市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）の支給を受けた

②令和5年1月以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった(※)

支給額

対象児童1人当たり5万円

申請期間

6月1日(木)～令和6年2月29日(木)

申問 子育て支援課 ☎(21)1427

空き家を売却・賃貸しませんか

空き家をホームページで紹介し、空き家所有者と空き家に住みたい人をつなぎます。

売却や賃貸を検討している空き家所有者は、ぜひご相談ください。

家財処分費用の補助制度もあります。

問 空き家バンク 市役所3階都市計画課 ☎(21)1114

ホームページ

6月1日は「景観の日」 6月は「まちづくり月間」

皆さんの思い浮かべる「住み良く美しいまち」とはどのようなまちですか。一つ一つの建物が集まり、まち並みをつくっていきます。皆さんの心掛けで、別府市を魅力あるまちにしていきましょう。

※市内で**一定規模以上**の建築や開発行為、建物の色を変える場合には届出が必要です。

※鉄輪温泉地区・明礬温泉地区で建築や開発行為または建物の色を変える場合、全て届出が必要です。

問 都市計画課都市開発係 ☎(21)1471

浜脇高層店舗・浜脇再開発店舗入居者募集

申込・審査受付期間 6月1日(木)～23日(金)

抽選日 6月30日(金)

物件	浜脇高層店舗	浜脇再開発店舗
場所	浜脇1丁目8番5号	浜脇1丁目8番20号
店舗面積	51.26 ㎡	44.93 ㎡
月額家賃	58,640円	53,870円

※敷金は月額家賃の6か月分です。

※業種競合等の承認審査があります。

※ガラス張りの店舗ですが、事前に内見される場合はご連絡ください。

※詳細は左記へ。

ホームページ

申問 別府市住宅管理センター ☎(21)2200

生ごみ処理機等購入費の補助金交付

対象 令和5年4月1日～令和6年3月31日までに市内の販売業者等から購入した未使用品（中古品・転売品除く。）の生ごみ処理機・生ごみ処理容器のどちらか1台が対象です。（段ボールコンポストについては2台が対象）

補助金の額（※補助金は予算が無くなり次第終了します。）

処理機名	補助金の額等	対象台数
生ごみ処理機（電気式等）	購入額の1/2（上限）20,000円	1台/年
生ごみ処理容器（コンポスト等）	購入額の1/2（上限）3,000円	1台/年
生ごみ処理容器（段ボール）		2台/年

申請対象者

①市内に住所を有し、居住している世帯（一般家庭のみで事業所を除く。）

②市内の自己が居住する住居地に処理機を設置し適切に維持管理ができること。

③処理機等を継続して使用する意思があり安易な譲渡等を行わないこと。　など

※詳細は下記まで

ホームページ

申問 別府市リサイクル情報センター ☎25－5310

国民年金の学生納付特例制度

令和5年度の1か月分保険料額＝16,520円

※学生納付特例制度では4月～翌年3月となります。

※学生で前年所得が一定以下の人は、申請することで、国民年金保険料の納付が猶予されます。

必要書類

①基礎年金番号通知書または年金手帳

②本人確認書類

③在学期間のわかる在学証明書の原本または学生証のコピー（有効期限、学年、入学年月日の記載があるもの）

申請場所

保険年金課国民年金窓口（別府市役所）

別府年金事務所（西野口町）

※別府市役所での申請は別府市に住民票がある人に限ります。

※猶予されている期間は年金受給資格期間に含まれますが、将来受け取る年金額へ反映されません。猶予期間について10年間さかのぼって支払うことのできる追納制度があります。

問 別府年金事務所 ☎22－5111

文化国際課からのお知らせ

■外国人留学生地域活動助成金

市内で市民と国際交流などの地域活動の実施を検討している留学生へ活動にかかる経費を助成します。

対象者　市内の大学に在学する学生が３人以上の団体。そのうち２分の１以上が外国人留学生の団体

対象となる活動内容

市内で実施する国際交流・国際協力・多文化共生を推進する令和６年３月末までに終了する地域活動

申請期限　令和６年１月末

※事業の開始前に申請してください。

■別府市文化活動育成・奨励事業補助金

市内の文化活動の活性化を図るため、文化活動を行う団体に対し、補助金を交付します。

条件　次の全てを満たすもの

・設立後10年を経過しない団体または学校教育法第１条に定める学校に所属する団体

・構成員の４分の３以上が別府市民である団体で、活動の拠点を別府市に置くもの

補助対象となる活動

・広く市民に発表するために市内で行われる大会、行事などの活動

・国や自治体が主催・共催・後援する九州・全国・国際大会などに県予選などを経て出場資格を得た活動

申請期限　令和６年１月末

※事業の開始前に申請してください。

■別府市海外留学奨励金

海外へ留学する市民を応援するため奨励金を交付します。

支給額　１人１回限り５万円

※渡航前の申請が必要です。

※定員に達し次第締切

対象　次の全てを満たす人

①海外の高校、短期大学、大学、専門学校または語学学校に半年以上留学する人

②義務教育を終了した人

③別府市に３年以上在住またはは過去３年の間にさかのぼって３年以上居住していた人

④帰国後、別府市の国際交流に貢献できる人

※政府の海外渡航制限の緩和等措置の状況を確認し、申請してください。

※各補助金などの詳細は左記またはホームページへ。

申問　文化国際課　☎(21)１１３１

全国瞬時警報システム

６月７日(水)11時から試験放送

緊急時の住民への迅速で確実な情報伝達のため、国が全国瞬時警報システムの一斉情報伝達試験及びコスモキャスト動作試験を実施します。

放送日時　６月７日(水) 11時〜

放送場所　市内11か所のサイレンスピーカー

※試験放送ですのでお間違いのないようお願いします。

■コスモキャストを使用している人へ

上記時刻に、一斉情報伝達試験に放送される内容が、強制的に携帯電話から音声で出力されます。不必要な人は、事前に携帯電話の電源を「切」にしてください。

問　防災危機管理課　☎２１−２２５５

バス回数乗車券を販売します

１冊額面 2,000 円分のバス回数乗車券を **1,000円**で販売します。(上限 12 冊 / １人)

【購入・利用できる人】

次の全てに該当する人

①令和５年度末時点で満 70 歳以上
(昭和 29 年４月１日以前生まれ)

②別府市の住民基本台帳に記載されている

③バスの利用(乗車)が可能

【対象路線・区間】

大分交通(株)と亀の井バス(株)が運行する路線バスで別府市内の区間

【販売価格】

１冊 1,000 円(額面 2,000 円分)※１人 12 冊まで

詳しくは次までお問い合わせください。

問　高齢者福祉課　☎２１−１４４２

【販売期間】

６月 30 日(金)〜令和６年３月 29 日(金)
(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)

亀川・朝日・南部の３出張所では、６月 28 日(水)から先行販売を行います。

※７月上旬は混雑が予想されます。

【販売場所・時間】

市役所１階高齢者福祉課　９時〜 16 時 30 分

亀川・朝日・南部出張所　９時〜 16 時

【利用可能期間】

７月１日(土)〜令和７年６月 30 日(月)

【必要なもの】

マイナンバーカード・運転免許証・健康保険証などの本人確認書類、印鑑

※代理人が購入する場合は、購入者の本人確認書類、印鑑をお預かりのうえ、代理人の本人確認書類もお持ちください。

消費生活相談

消費生活に関するトラブルや契約・解約などの相談を受けています。

日時　毎週(月)～(金)　9時～16時30分（祝日は除く）
相談員　消費生活専門相談員
場所・問　別府市消費生活センター（市役所4階産業政策課内）☎(21)1881

事業継続支援相談窓口

日時　①6月12日(月)、②26日(月)　各回9時～16時
※1組約90分。4組まで。
場所　別府商工会議所3階特設ブース(中央町)
対象
・本社が別府市にある法人
・主たる事業所が別府市内にある、または代表者が別府市に居住する個人事業主
相談員　中小企業診断士
持ち物　会社のパンフレット、決算書・申告書など事業の概要がわかるもの
申込期限
①6月9日(金)17時まで
②6月23日(金)17時まで
※完全予約制です。
申込方法　市ホームページ「事業継続支援相談窓口」から申込み▼
※市ホームページから申込みできない事業者は、左記へ電話
問　産業政策課 ☎(21)1132（土日祝を除く）

債務者相談会(要予約)

弁護士による30分程度の相談です。借金問題でお困りの人はご相談ください。

日時　6月8日(木)13時30分～16時30分
場所　市役所5階大会議室
定員　6人（先着順）
申問　産業政策課 ☎(21)1881

農地農業相談

日時　6月15日(木)13時30分～15時30分
場所　市役所4階農業委員会室
内容　農地、農業に関する相談など
相談員　農業委員、農地利用最適化推進委員
※予約は6月7日(水)までに電話で左記へ申込み。
申問　農業委員会事務局 ☎(21)1178

子どもに関する弁護士相談(要予約)

一人で悩みを抱えずに、ぜひご相談ください。

日時　6月22日(木)16時～18時
場所　光の園子どもセンターパーネム内（荘園）
内容　子どもや子育て環境に関する悩みを法律や人権の観点から弁護士に相談できます。
※1人30分程度
※電話で左記へ申込み。
申問　別府市子ども家庭総合支援拠点(光の園) ☎080(3371)0874

人権相談(要予約)

部落差別問題をはじめとした人権問題に関する各種相談をお受けします。

日時　毎週(月)～(金)　9時～16時　受付15時30分まで
※祝日、年末年始は除く。
場所・申問　人権啓発センター（石垣東10丁目）☎(23)6163

マイナンバーカード・マイナポイントの申請サポート窓口を開設します

最新情報

【申請サポート窓口（6月)】

開催日	時間	場所
平日	9時～17時	市役所1階
8日(木)･21日(水) 27日(火)	9時～19時	市役所1階
17日(土)	9時～12時	市役所1階

【出張申請受付（6月)】

開催日	時間	場所
7日(水)	9時～16時	南部出張所
14日(水)	9時～16時	あすなろ館
21日(水)	9時～16時	朝日大平山地区公民館

【マイナンバーカードの申請に必要なもの】
・QRコード付き交付申請書または通知カード
・本人確認書類（運転免許証、健康保険証など）

問 申請サポート　情報政策課（1階申請支援コーナー）
☎75－8521　平日8時30分～17時
マイナンバー制度全般　マイナンバー総合フリーダイヤル
☎0120－95－0178
9時30分～20時（土日祝は17時30分まで）

【マイナポイントの申込みに必要なもの】
※令和5年2月末までにカードの申請をした人が対象です。
①マイナンバーカード
②カード取得時に設定した4桁のパスワード
③キャッシュレス決済（電子マネーや〇〇Pay、クレジットなど）で使用するカードや、アプリが入ったスマートフォン
④（公金受取口座の登録をする場合）
ご本人名義の通帳など、口座情報がわかるもの（金融機関名、支店名、口座種類、口座番号が必要です）
※健康保険証の利用申込みの際は、健康保険証は不要です。
ポイントの申込みは令和5年9月末まで！お早めの申込みを！

人権に関する各種講座

◆じんけんふれあい教室
日時 6月13日(火) 10時～12時
場所 人権啓発センター（石垣東10丁目）
内容 お手軽絞り染め
講師 竹川美砂恵さん
定員 10人（先着順） **費用** 400円

◆身近な人権講座
日時 6月22日(木) 14時～16時
場所 南部地区公民館（浜脇1丁目）
テーマ 子どもと人権問題
演題 水平の社会をめざして
～ひとつの命にひとつの人権～
講師 大分県人権問題研修講師
橋本純子さん

◆市民人権講座
日時 6月28日(水) 10時～12時
場所 人権啓発センター（石垣東10丁目）
テーマ 部落差別問題
演題 部落問題について思うこと
講師 大分県人権啓発講師
木村瞳さん

※各講座に参加希望の人は電話で申込み。

申問 共生社会実現・部落差別解消推進課 ☎(21)1291

わたしたちのねがい

感染症と人権～医療をめぐる人権問題～

この５月に、新型コロナウイルス感染症は季節性インフルエンザなどと同じ第５類感染症に移行したところです。今後も引き続き感染への注意が必要なことは言うまでもありませんが、これまでの数度の感染拡大の中で、予防処置（予防接種及びマスク）、感染者及び濃厚接触者に関わる下記のような問題が目につきました。

- **予防処置ができない人に対して予防処置を強要する**
- **感染した本人及び濃厚接触者を過剰に避けたり非難したりする**

感染症を理由とした重大な人権問題は、この新型コロナウイルス感染症流行の前からありました。特にハンセン病については、これまでに厳しい差別を受けた歴史があるだけでなく、現在でも偏見による差別が解消していないのが実情です。

様々な病気に対する不正確な知識や過度の危機意識は、偏見・差別を生み出し、当事者だけでなくその家族も苦しめます。私たち一人一人が正しい知識や歴史を学び、対応していくことが、感染症を理由とした人権侵害をなくすことにつながるのではないでしょうか。

６月の無料人権相談　お気軽にご相談ください。

日時　14日（水）10時～12時、13時～15時
場所　市役所４階　４Ｆ－１会議室（予約優先）
問　共生社会実現・部落差別解消推進課　☎２１－１２９１

毎年６月１日は人権擁護委員の日

人権擁護委員制度をご存じですか。

全国人権擁護委員連合会は、人権擁護委員法が施行された日（昭和24年６月１日）を記念して、毎年６月１日を「人権擁護委員の日」と定め、この日を中心に、制度の周知を呼びかけるとともに、人権尊重思想の啓発に取り組んでいます。

別府市では、市長が推薦し、法務大臣が委嘱した次の人権擁護委員が活動しています。

小野正春、安達美和子、髙尾加代子、徳田貴美子、松本久美子、佐藤久美子、伊藤貞之、神宮千鶴、宮脇命人、雨宮洋子、河野重義、早崎久砂美、宮﨑淳一（敬称略）

困っていることや、悩みごとがあれば、お気軽にご相談ください。相談は無料で、秘密は固く守られます。

◆６月１日（木）に人権・行政困りごと相談所を開設します。
10時～15時　市役所１階レセプションホール

問　大分地方法務局人権擁護課　☎０９７－５３２－３１６１

別府市功労表彰推薦募集（市民活動部門）

市民活動（ボランティア・善行活動など）を長年にわたって続け、社会に貢献されている人をご紹介ください。

表彰対象　・市民、市に関係ある個人
・市内に主たる事務所を有する団体

対象となる活動
①常時または定期的に行われたボランティアで市民生活の向上に貢献した活動（月１回以上の活動で、個人10年以上・団体12年以上）
②他の模範となる善行活動
③公共的団体などへ継続して行った寄付
（個人20年以上・団体25年以上）

推薦方法　推薦書に記入し、直接または郵送・メールで下記へ。推薦書は下記窓口や各出張所、各地区公民館で配布しています。市ホームページでダウンロードもできます。
募集期限　６月30日（金）※郵送は必着
選考方法　別府市表彰審査会で受賞者を決定し、９月以降に通知します。
表彰式　11月３日（金・祝）

ホームページ

申問　秘書広報課　☎２１－１１２３
sec-ma@city.beppu.lg.jp

６月23日～29日は男女共同参画週間

〈令和５年度キャッチフレーズ〉

無くそう思い込み、守ろう個性 みんなでつくる、みんなの未来

内閣府では、「男だから」「女だから」といった性別役割意識にとらわれず、個性と多様性を尊重し、自身の可能性を信じて誰もが生きがいを感じられる社会づくりを推進しています。

別府市では、令和３年度に「湯のまちべっぷ 第３次男女共同参画プラン」（令和３～12年度の10か年計画）を策定しました。計画策定に伴い、別府市でアンケート調査を行った結果、「男は仕事、女は家庭」のような固定的な性別役割分担意識について「同感できない」という意識が前回調査よりも高まっていることがわかりました。一方で、仕事と家庭の両立の難しさなどの課題があることもわかりました。

「無くそう思い込み、守ろう個性　みんなでつくる、みんなの未来」を実現するためには、皆さん一人一人の取組が必要です。この機会に、身の回りのことからできる男女共同参画社会づくりについて考えてみませんか。

問　別府市男女共同参画センター　☎２１－８２８９